

資循 第 1437 号

平成 26 年 9 月 12 日

大阪府環境審議会

会長 奥野 武俊 様

大阪府知事 松井 一郎



リサイクル製品認定制度のあり方について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求める。

(説明)

リサイクルについては、関連法令が整備されるとともに、施策が総合的かつ計画的に推進されてきたことで、全般的に大きく進展してきました。

しかししながら、循環資源の種類によってリサイクル率に差があることや、繰り返し利用が可能な素材へのリサイクルが低い割合にとどまっている循環資源もあるといった課題があります。

府においては、平成16年度に循環型社会形成推進条例に基づき、リサイクル製品認定制度（以下「認定制度」という。）を創設し、循環資源の循環的な利用の促進や循環型社会の形成に寄与する事業者の育成に努めました。

一方、平成24年3月に策定した府循環型社会推進計画においては、「リサイクルの質の確保と向上」の観点から、素材へのリサイクルなど繰返しリサイクルが可能なより質の高いリサイクルを優先することを基本方針として掲げています。

このような現状や課題を踏まえ、認定制度の創設から10年を迎えるにあたり、より質の高いリサイクルが促進される制度となるよう、今後の認定制度のあり方について、貴審議会の意見を求めるものです。